

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

249

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

国民年金関係の申請・届出のインターネット手続き化

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

事業主が年金事務所に対し、第2号被保険者や第3号被保険者の電子申請ができることと同様に、法定受託事務とされている国民年金関係の申請・届出を、市町村の窓口及び郵送による手続きと併用して、インターネットでもできるようにする。

具体的な支障事例

加入者にとって、国民年金事務は「手続き内容(加入・免除・納付)」や「加入種別(第1号、第3号)」によって、手続き先が市町村と年金事務所に分かれるなど、極めて分かりづらい状況。
市町村が担当する第1号被保険者は、国民年金関係の申請・届出のたびに市町村窓口に来所する必要があり、負担となっている。市町村にとっても事務負担が生じており、市民・窓口ともに負担軽減を図る必要がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

第1号被保険者関係業務についても、第3号被保険者と同様インターネットで手続きできるようにすることで、市民の利便性向上を図るとともに、市役所窓口の混雑緩和にも資する。

根拠法令等

国民年金法第12条1項、第4項、国民年金法施行令第1条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

新座市、川崎市、滑川市、福井市、上田市、佐久市、高山市、豊橋市、豊田市、京都市、加古川市、松山市、柳川市、壱岐市、熊本市、竹田市、宮崎市

○当市においても、第1号被保険者関係業務についても、第3号被保険者と同様にインターネットで手続きできるようにすることで、市民の利便性向上を図るとともに、市役所窓口の混雑緩和にも資することができる。
○当市では、市役所以外に市内8か所の窓口センターでも国民年金事務(法定受託事務の一部)を取り扱っているが、第1号被保険者がいずれかの窓口に出向き手続きする必要があることに変わりはなく、市民及び窓口担当職員の負担となっている。年金事務所では「国民年金被保険者関係届書(申請書)」による届出(申出)事項は郵送でも取り扱っていると聞いている。郵送での手続きが可能な届出・申出を、インターネットでの手続きを可能とすることで市民の利便性向上、市役所・窓口センターでの混雑緩和につながると思う。
○市町村が担当する第1号被保険者は、国民年金関係(加入等)の手続きをするために市町村の窓口とその都度来庁しなければならない。これらの手続きをインターネットでの申請を可能にすることで、第1号被保険者の利

便性が向上すると考えられる。

各府省からの第1次回答

国民年金事務のうち第1号被保険者関係者業務については、住民にとって身近な窓口である市区町村において、現在、法定受託事務として実施いただいているものである。ご提案については、市区町村に対する手続きにかかるものか、日本年金機構にかかるものかが明確ではないが、年金業務においては従前より、手続きの電子化を進めているところであり、ご提案のような内容も含め、お客様の利便性向上の観点から、今後の政府全体の行政手続のデジタル化の取組やニーズ、年金制度改正等の他のシステム改修との優先関係を踏まえながら、関係機関と調整・連携し、国民年金業務においてどのような手続きの電子化ができるかを引き続き検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、「市区町村に対する国民年金の手続きにかかるもの」についてである。インターネットでの手続きが可能となった場合は、市町村を経由することなく、その申請先は「日本年金機構」となると考えられる。ご回答にあるとおり、年金業務においては、手続きの電子化が進められているが、その対象となっているのは、事業所等が日本年金機構へ行う第2号・第3号被保険者にかかる手続きが主なもので、現在のところ市町村が窓口となっている第1号被保険者からの届出等についての電子申請の検討がされているというような具体的な情報は自治体には提供されていないので、検討の場や検討スケジュールを具体的にお示しいただきたい。また、行政手続のデジタル化は骨太の方針にも記載があり、今後、全国的に様々な手続きのデジタル化が広がると考えられる。当市においても、現在、国民健康保険の手続きの電子化を検討している。住民の利便性の向上を目的としながら、健康保険の手続きのみインターネットでの手続きができて、年金手続きはできないということがないよう、国民年金についても保険者である国が、早急にインターネットでの手続きの実施を検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、行政手続きのデジタル化が推進され、利用者(市民)の利便性向上や行政の効率化が図られるとの意見がある一方で、書類の誤記載等による書類の返戻の増加等、市民・窓口の負担増を懸念する意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

250

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

要保護児童生徒援助費補助金の対象経費の算定に係る就学援助事業対象者の判断手法の明確化

提案団体

三田市

制度の所管・関係府省

文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

- ・要保護児童生徒援助費補助金(文部科学省)の対象経費の算定に係る就学援助事業対象者の判断手法の明確化
- ・本補助金の対象経費の算定に係る就学援助事業対象者のうち、「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」の基準にかかる判断手法を明確にすること。

具体的な支障事例

【現行制度の概要】

・本補助金は、市町村が経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒(要保護児童生徒)の保護者に対して必要な援助(就学援助)を与えた場合、費用の一部を補助するものである。「現に生活保護を受けている世帯(被保護世帯)」の他、「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」を対象とすることができる。

【支障事例】

・昨今、子どもの貧困問題や生活困窮者自立支援への対応について社会的ニーズが高まっている。国庫補助金を活用して、より一層積極的な支援を行っていきたいと考え、「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」にかかる適用条件について、文部科学省に見解を求めたところ、以下の内容でご教示いただいた。

対象となる世帯は、「不動産を所有している者については、不動産等の資産を処分したとしても生活保護の基準を満たしている者」、もしくは「不動産等の資産を所有していない者であることの確認ができていない者」である必要がある。

実際に、この基準に基づき判断するにあたり、不動産を所有していないことや、処分したとする場合の判断手法等について、疑義が生じる点もあるため、具体的に示していただきたい。

経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者への支援を行うことで、子どもの教育環境を保障する当該補助事業の趣旨を鑑みると、判断手法等についても、保護者へ過度な負担を求めることなく、また事務の簡便さも一定必要であると考えます。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

・昨今、子どもの貧困対策が求められているが、市の財政的な問題から、就学援助の支給拡充が困難な状況にある。基準にかかる判断手法が明確になり、基準に該当する者に対する就学援助に係る費用の一部について、本補助金として交付を受けることができれば、この分を就学援助の支給拡充に充てることが可能となる。

根拠法令等

- ・教育基本法
- ・特別支援教育就学奨励費負担金及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、八王子市、相模原市、新潟市、春日井市、新城市、福知山市、徳島県、久留米市、熊本市

○当市における要保護児童生徒援助費補助金の申請にあたっては、「現に生活保護を受けている世帯」のみの申請を行っているところである。「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」の基準が曖昧なため、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒に対して必要な援助（就学援助）を与えたとしても、その全ての対象者の資産状況等を調査する（提出を求める）ことは困難である。

○過日、当市から京都府に当該対象者について問い合わせたところ、次のとおり回答を得た。

「文科省においても明確な定義はしていないが、想定しているのは以下の2点である。

ア 生活保護を一時停止している世帯

イ 自治体として生活保護受給を打診しているが、何らかの事情で拒否するなどして申請をしていない世帯
これら以外にも該当しそうな事例があれば、その際に個別に相談いただきたい。」

よって、当市は不動産の有無等を判断材料としておらず、文科省が三田市へ回答した内容と齟齬が生じている。

対象者を明確にし、全国的に統一した見解を示すことを求める。

○「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」の判断が難しく、現時点該当世帯はないが、準要保護認定者として判定している可能性がある。

各府省からの第1次回答

要保護児童生徒援助費補助金交付要綱では補助対象事業を「市町村が、当該市町村に住所を有する児童又は生徒若しくは就学予定者の保護者で生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者であるものに対して、…支給する事業…」と定めている。

「生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者であるもの」(「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」を含む)の判断手法は、生活保護法第19条に基づき、保護の実施機関が保護の要否を決定する際の判断手法と同様である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」の判断手法は、生活保護法第19条に基づき、保護の実施機関が保護の要否を決定する際の判断基準と同様であるとのことですが、他自治体への回答の事例として、想定している対象者は「生活保護を一時停止している世帯」「自治体として生活保護受給を打診しているが、何らかの事情で拒否するなどして申請をしていない世帯」という内容もあり、判断に苦しんでいる。

具体的に、認定の際に、どのような手法や基準を用いるか、明確にし、各自治体での判断基準に差が生じることのないよう、要保護児童生徒援助費補助金交付要綱等により明確に周知願いたい。

また、「保護の実施機関が保護の要否を決定する際の判断方法と同様である」のであれば、生活保護の実施機関と同様の調査権限が就学援助の実施機関にもあることを明確にしていきたい。同様の調査権限があることを明確にできないのであれば、保護の実施機関と同様の判断手法で判断することは困難であることから、同様の調査権限がなくとも判断できる基準、手法を具体的に示していただく必要があると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八王子市】

現に生活保護を受給していない者を要保護児童生徒費補助金の対象にするためには、生活保護法における保護の実施期間が要否判定する際の判断基準と同様の基準で、保護を必要とする状態にあるかを判定する必要があるとのことであるが、生活保護における判断基準と同様の基準で判定するためには、生活保護の開始時と同様に、資産の状況についての調査が必要になるものと考えます。

そこで、以下の事項について、その適否をお示しいただきたい。

また、いずれも不適の場合は、調査の手法について、具体的に教示いただきたい。

- 1 生活保護法第 28 条に基づく報告と同様に、対象者に通帳や保険証券等の資産に関する資料の提出を求めること
- 2 生活保護法第 29 条に基づく調査と同様に、銀行、信託会社等に対して照会し、報告を求めること
- 3 上記1・2の報告、調査を、保護の実施機関以外の機関等が行うこと
- 4 保護の申請がない者について、上記1・2の報告、調査を、保護の実施機関が行うこと

【福知山市】

「保護の実施機関が保護の要否を決定する際の判断手法と同様」とありますが、京都府を通して貴省庁から回答があったとおり、一時的に保護の基準を超過した世帯である保護世帯についても、経済的に不安定で支援が必要な世帯として補助金対象に含むという解釈でよいのか。

地方六団体からの意見

【全国市長会】

提案内容が、現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

256

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼児教育・保育の無償化に係る月割りの取扱いを可能とすること

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼児教育・保育の無償化に伴う認定において、月割りの取扱いを可能とする。

具体的な支障事例

現行では、幼児教育・保育の無償化に係る FAQ4-11 において、「施設等利用給付認定の有効期間の始期を申請後初めて施設・事業を利用した日か認定日のいずれか早い方としており、認定開始日を認定の申請日より前に遡及することはできません」とされ、遡及認定はできないと規定されている。また、FAQ7-16 においては、「認定区間に空白が生じることにより利用者の不利益につながらないように、両市町村と在籍園の緊密な連携によりすみやかな認定手続きをお願いします」ともされている。しかし、保護者の申請するタイミングによっては、認定期間に空白が生じることがある。例えば、児童の転園を伴わない転入の場合、申請手続きが転入日より後になり認定期間に空白ができ、保護者が実費で保育料を負担することになるといった事例が多い月で 20 件程度発生している。そのため、教育保育給付認定の FAQ-419 のとおり「当該市町村間で調整がついた場合には、月割りの取扱い」とすることはできないか。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

利用者の利便性向上に資する。

根拠法令等

子ども・子育て支援法等、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について（通知）」（令和元年9月13日）第3の1の(3)、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

滝沢市、郡山市、前橋市、高崎市、館林市、蓮田市、千葉市、柏市、浜松市、豊橋市、京都市、大阪市、香芝市、西条市、宮崎市、鹿児島市、指宿市

○同様の事例は月 20 件程度発生している。新2号を取得している新制度未移行幼稚園の利用者については、預かり保育や認可外保育施設の利用についても把握する必要がある。
○転園を伴わない転入の場合は日割り計算により事務が煩雑になっており、月割りの取り扱いを認めていただきたいと考える。
○住所変更は転入後 14 日以内に手続きをすることとされており、転出日・転入日の確定は住所異動が生じた事後に判明する。そのため、転入日以降の転入届出日以降に転入先市町村では施設等利用給付認定申請を

受けるため、認定開始日を申請日より遡及しない旨の国の取り扱いによると転入日と認定起算日が一致するとは言い難く、転出先市町村と転入先市町村の双方で認定終了日と認定開始日を確認しなければならない。転出先市町村及び転入先市町村の双方で転出・転入の事実と保護者の申請状況を確認し、転入先で申請がなされていない場合の案内や施設への情報提供などの調整を都度行う必要がある。また、未移行幼稚園の場合はその月の開園日を算定したうえで日割り算定を行う必要があり、さらに施設等利用費を代理受領請求した翌月に転出・転入の事実確認ができた日割り算定の差額調整を行うなど、市町村及び施設の事務負担は大きい。施設等利用費が月上限額を単位としていること、教育・保育給付認定の自治体向け FAQ では市町村間での調整がついた場合は月割りの取り扱いが可能と示されていることなどからも、月の 1 日の基準日として月割りでの算定とする取り扱いを可能としていただきたい。

各府省からの第 1 次回答

住民サービスは居住地自治体が負担することが一般的であり、国費は結果的に変わりがないとしても、その原則を変更する必要があるかは慎重な検討が必要と考えている。
幼児教育・保育の無償化は昨年 10 月から開始されたもので、本手続もそれに伴い無償化に関する市町村実務を検討する会議(全国市長会・全国町村会推薦の 12 自治体がメンバー)における検討を経て、現行の取扱いとなっている。
ただ、本提案と同様の転出入の際の認定の空白の問題については当該会議でも既に議題となっており、空白を生じさせないための事務の留意事項を通知する方向で検討しているところであり、まずは当該通知を発出して対応したい。また、転出入時における住民票部局との連携についても認定の空白を生じさせないための課題となっており、その点についても自治体に通知する方向で検討している。
本論点については、当該会議においても引き続き検討していく予定である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

転出入の際の認定の空白を生じさせないための事務の留意事項について、どの様にお考えなのか具体的にお示し頂き、通知の発出も早急をお願いしたい。
住民票部局との連携については、各自自治体の意見も踏まえながら早急にご検討いただき、通知の発出をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○新制度未移行幼稚園を利用した場合における施設等利用給付については、月割りにする方向で整理・周知したいとの説明があったが、早急な対応が必要であり、今後のスケジュールについて示していただきたい。
○認可外保育施設等、施設等利用給付の対象となる新制度未移行幼稚園以外の施設や預かり保育事業等についても月割りとすることが可能か検討いただきたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

257

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園が行う施設整備事業に対する交付金の一本化等

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園の施設整備事業に対する交付金の一本化による協議の統一及び交付金事務における負担軽減のための改善を求める。

具体的な支障事例

幼保連携型認定こども園が施設整備を行う場合、保育所機能部分は厚労省(保育所等整備交付金)、教育機能部分は文科省(認定こども園施設整備交付金)からの補助となるため、厚労省と文科省の両方に協議を行う必要がある。1つの事業に対して、2つの業務を行わなければならないため事務負担が大きくなっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

交付金が一本に統一されることで事務負担が大幅に軽減され、行政の効率化に資する。

根拠法令等

児童福祉法第56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、旭川市、八戸市、盛岡市、滝沢市、宮城県、郡山市、いわき市、須賀川市、栃木県、前橋市、高崎市、千葉市、八王子市、神奈川県、川崎市、新潟市、長野県、浜松市、豊橋市、犬山市、稲沢市、京都市、大阪府、茨木市、兵庫県、神戸市、西宮市、香芝市、徳島県、西条市、長崎市、鹿児島市、指宿市、沖縄県

○当市の特定・教育保育施設97施設のうち68施設が認定こども園であり、近年はほとんどの施設整備で事業費の複雑な按分計算や各種書類の二重作成が必要となっている。これらの事務負担は、市から国(県)への申請事務に加え、事業者から市への申請事務においても同様であることから、一本化による負担軽減効果は大きい。

○災害時など、被災した施設が認定こども園だった場合、保育所部分は厚生労働省が、幼稚園部分は文部科学省が災害査定に入ることになり、所轄庁が分かれることで手続きが煩雑になる。

○施設整備に係る補助は、施設種別によって、所管省庁が分かれ、所管毎の補助制度で補助額を算出しなければならない。

特に、認定こども園における補助額の算出において、煩雑な按分計算を求められること、また交付金が統一されていないことにより、各所管で見解が異なる場合、一方の所管では補助対象だが、他方の所管では補助対象外となる場合があり、事務の煩雑化や補助事業者への理解が得られにくい現状がある。よって、交付金が内閣府

等に統一されることにより、事務の効率化や事業者への理解も得られやすくなる。

○当市における施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること等、制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。

○様式の統一化図られたが、2省への申請は残されており、また対象となる事業に差があり、空調の新設について、厚生労働省の保育所等整備交付金では認められて、文部科学省の認定こども園整備費補助金では認められないという状況があるため、質疑事項について、2省庁にしなければならず、手続きに時間を要することになる。円滑な事業実施のために判断の統一化を図ることで、課題が解決される。

○当市においても幼保連携型認定こども園が立地しており、各施設の機能部分において申請を分けることは相当の事務負担が発生することが懸念される。

○当市では、事前協議の際は県経由で同じ書類を提出し、一度の申請で済むが、交付申請や実績報告については、左記と同様に別々の所管へ別様式の書類を提出するため、事務負担が非常に大きく、煩雑な手続きを要す。また、幼保連携型認定こども園における整備の場合、特殊付帯工事の取扱い(計算方法)が非常に複雑であり、県に照会しながら事務を進めている状況であるため、事務処理に多大な時間を要す。

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」事業にあたるかの判断が厚生労働省と文部科学省で違うケースがあるため、内示が出るまで市の予算を組むことが難しいことがある。

○幼保連携型認定こども園の施設整備において、保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金と厚生労働省と文部科学省に重複した内容の多い申請書類を提出する必要があり、また、それぞれに厚労省分(保育所分)と文科省分(幼稚園分)の事業費を按分し経費を算出することから、事務処理に負担が生じている。

○当市においても、幼保連携型認定こども園が施設整備を行う場合、保育所機能部分は厚労省(保育所等整備交付金)、教育機能部分は文科省(認定こども園施設整備交付金)からの補助となるため、厚労省と文科省の両方に協議を行う必要がある。1つの事業に対して、2つの業務を行わなければならないため事務負担が大きくなっている。

○同一の施設に対する補助が省庁の縦割りにより非効率に運営されている実態があることから、所管庁を一元化することに賛同する。

○認定こども園建築の場合、厚労省の保育所等整備交付金と文科省の認定こども園施設整備交付金を活用することになる。内閣府の交付金として一本化することにより、面積按分等が不要となり、交付申請及び実績報告の際の業務負担の軽減が図れる。

○1. 認定こども園において、補助対象を保育と教育で分け、さらに按分率や基準額、報告書類等が異なることで、一層、制度を複雑化しており、補助事業者が市を通して国に提出する交付金に係る提出資料について、保育と教育の判断基準が理解しづらいため、市に多くの問い合わせがある。また、市が確認する際にも、保育と教育の判別がつかない場合には、文部科学省と厚生労働省の両方に内容を確認することがあるため、事務負担が大きくなっている。

2. 省庁ごとに、要綱とその改正時期、通知の内容が異なることに加え、問い合わせや書類の提出先も複数であるため、複雑化と事務作業の煩雑さが発生している。

○県内の事例でも同様の不便がある。

○厚生労働省と文部科学省の双方に協議を行っている現状において、業務の重複のみならず、保育所機能部分と教育機能部分の按分作業が負担となっている。特に、両省で運用が異なる事務(財産処分の考え方、2力年事業における端数処理の方法、災害復旧事業における補助対象範囲等)は事業者の十分な理解を得難く、煩雑さに伴う誤謬の修正作業も膨大となっている。交付金の一本化が実現すれば、行政及び事業者の大幅な事務削減が期待でき、交付金の適切な活用にも資するものと思料する。

○1つの事業に対して、同一の協議を2ヶ所へ行うことは、負担が大きく、交付金の一本化を求める。

○幼保連携型認定こども園の施設整備において、保育所相当部分と幼稚園相当部分の区分をなくし、窓口を一本化することにより、同一の内容で2か所に協議・申請する手間や、煩雑な按分計算、修正が生じた際の調整連絡等が不要となり、事業者、自治体の事務の効率化に資する。本提案は、新制度開始時より多数の自治体が求めているものであり、早急に改善を図られたい。

○認定こども園に係る施設整備交付金の一元化により、自治体、補助事業者双方において、交付申請等に係る事務の省力化、効率化が図られることから制度改正が必要である。

○老朽園舎の建替えや大規模修繕において、事務が煩雑

○認定こども園の新增改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な按分式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。

各府省からの第1次回答

認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、

- ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底
- ・協議様式の統一化
- ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化

等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。
今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

事前協議以外の様式が統一されていないことや、書類の作成方法や地方債充当率、本体工事費などの加算について両省で考え方が異なることにより事務処理や予算積算が煩雑となっているため、様式の統一等の事務負担の軽減に加えて、認定こども園に対する交付金を一本化していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【西宮市】

左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。

【八王子市】

現在の補助金は、認定こども園を新設する場合には、補助対象経費を幼保で按分した割合により補助金が交付されるものの、既存の認定こども園で教育部分と保育部分の施設整備区分が異なる場合には、按分により一方の補助金額が正しく計上されないケースがあり、制度上の不備を抱えている。このため、適正な補助金額が交付されるように制度の見直しを求める。

なお、按分方法についても示されているが、内容が煩雑で分かりづらく、事業者の理解が得難い補助金制度となっている。

とりわけ幼保連携型認定こども園については、本来、教育と保育を一体となって実施する施設であるにもかかわらず、補助対象経費を幼保で分断して算出することは、施設の性格を考慮しても妥当な仕組みであるとはいえない。よって、改めて幼保連携型認定こども園の施設整備事業に対する交付金の一本化を求めるものである。

【高崎市】

事前募集や内示時期の統一化、協議様式の統一化によって多少の負担軽減は図られたが、統一様式でも2つの協議書類を作成しなければならず、未だ多大な事務負担が残っている。

また、交付申請や実績報告様式は統一されておらず、依頼の時期も異なるため、事前協議以上に負担を感じている。

厚労省と文科省の双方に協議を行うこと自体が、一連の事務を煩雑にしている根本的な原因であることをご理解いただき、解決に努めていただきたい。

【茨木市】

更なる事務の簡素化に向けて取り組んでいただきたい。

【大阪府】

回答いただいている対応により、事務負担の軽減は一定進んでいるとはいえ、支障事例（両省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など）に対する解決や、当該支障事例を踏まえた補助金の一元化等という提案に対する回答としては、不十分と考える。

申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急な対応をお願いしたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

幼保連携認定こども園の施設整備交付金については、待機児童対策や子育て支援の量的拡充の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の申請等の手続きが複数の所管となっていることで複雑化及び煩雑化している現状があることから、施設整備交付金の一本化などを進めること。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

258

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童発達支援等の無償化の対象となる場合の障害児通所給付決定における手続の簡素化

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

「就学前の障害児の発達支援の無償化」が実施されたことに伴い、無償化対象児童については、障害児通所給付決定における「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定及び受給者証への記載を不要とする。

具体的な支障事例

現行では、事務処理要領(令和元年7月1日)において、「無償化対象児童の場合、無償化後の負担上限月額を記載するのではなく、所得区分に応じた負担上限月額を記載したうえで、特記事項欄に無償化対象児童であることを記載する」とされている。また令和元年8月29日発出版の無償化に関するFAQNo.21により、無償化対象児童についても多子軽減対象者は記載が必要とされている。

しかし、無償化対象児童については、無償化対象期間中に利用者負担が発生しないことが明らかであり、「所得区分に応じた負担上限月額」や「多子軽減」を認定する必要はない。特に、「多子軽減」の認定については、在園証明などを求めることとなり利用者の手間となっている。

FAQNo.18では「支給決定期間中に無償化対象期間が終了するケースがあることから、従前どおり収入認定を行っていただく必要があります」とあるが、小学校入学の前年度まで無償化が続き、就学猶予の対象となった児童についても、小学校就学の始期に達するまでの間は無償化の対象となるため、児童発達支援等の支給決定期間中に無償化対象期間が終了するケースは想定されないかと思われる。

簡素化した場合の各方面への影響については、

- ①国保連の業務への影響については、受給者台帳の登録情報に不整合がなければ問題ないかと思われるので、負担上限月額の認定時に負担上限月額と所得区分が不整合にならないように登録を行うことで影響は出ないと思われる。
- ②障害児通所支援事業者の業務への影響については、「所得区分に応じた負担上限月額」の認定や「多子軽減」の認定の有無にかかわらず、無償化対象児童としての請求をすることになるため、影響は特に生じないと思われる。
- ③保護者への影響については、「多子軽減」の認定にあたっては、在園証明等を求めることもあるため、簡素化によりそれが不要になる。特にデメリットは生じないかと思われる。
- ④自治体業務への影響については、①に記載のとおり、負担上限月額を0円で認定する際には所得区分との整合が取れていなければならないため、その点に気をつける必要があるが、「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定業務が簡素化されれば、事務負担の軽減は大きいと思われる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

認定事務等が簡素化され、事務の効率化に資する。また、利用者の必要書類が削減され、利用者にとっても利便性が向上する。

根拠法令等

児童福祉法施行令第 24 条、障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について(令和元年7月1日)、障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き(令和元年7月版 Ver.13)、就学前の障害児の発達支援の無償化に係る自治体事務 FAQ(令和元年8月 29 日発出版)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、栃木県、豊橋市、新潟市、上田市、沼津市、京都市、兵庫県、たつの市、防府市、松山市、長崎市

○当市においても、正確な件数は把握していないものの、同様の事例はある。本提案により、認定事務等が簡素化され、事務の効率化に資する。また、利用者の必要書類が削減され、利用者にとっても利便性が向上することが期待できる。

各府省からの第 1 次回答

「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定業務の廃止に伴う受給者証の記載方法は、障害福祉サービス事業所における報酬の請求事務に影響を与えることになる。
一方で、利用者や自治体の事務負担の軽減は重要であることから、御提案いただいた内容について上記に留意しつつ検討を行ってまいりたい。
なお、見直しに当たっては、全国の報酬請求等の事務の混乱を回避する観点から一定の準備期間が必要と考えられ、事業所への周知や、国保連合会における報酬の審査支払に係るシステム改修の必要性を含め、検討を行ってまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省ヒアリング(8/5)における所管府省からの説明については、以下のとおり認識しており、これらの点も踏まえて、さらに検討を進めていただきたい。
「所得区分に応じた負担上限月額」(以下、負担上限月額という)の認定については、「支給決定期間は、支給決定開始から 1 年となるため、年長から小学校に上がる時期をまたいで負担上限月額の認定期間が設定される場合がある」との説明があったが、少なくとも当市の運用においては、児童発達支援の利用者は、小学校に上がるタイミングで放課後等デイサービス等に切り替わるため、ご懸念のような場面が生じることは想定されない。また、「児童発達支援センターの利用者は、食事提供加算該当の有無を判断するために所得区分の確認が必要になる」との説明については、ご指摘の通りと考えるが、当市の児童発達支援センターの利用者は無償化児童全体の約 5%であり、該当者のみ確認することでの簡素化の効果は大きい。
「多子軽減」の認定については、認定業務を廃止することにより、利用者へ不利益が生じる場合がある旨の懸念が示されているが、例えば、3 兄弟全員が児童発達支援を利用している世帯の場合、2 番目の子が無償化対象で多子軽減の申請をしていなかったとしても、3 番目の子が多子軽減の申請をすれば、第 3 子として認定することになるため、簡素化による利用者への不利益はない。さらに、無償化対象児童の在園証明等を求めることは不要な個人情報収集することになり保護者の負担も伴う。また、請求事務に与える影響としても、受給者証に本来の負担上限月額が記載されることで請求ミスが発生している状況である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○1次ヒアリングにおいて、無償化対象児に係る「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定業務の必要性について改めて精査し、手続の在り方を検討するとの説明があったが、手続の簡素化によるメリットとデメリット、簡素化が困難なケースがどの程度あるのか等を総合的に勘案した上で、地方公共団体、利用者双

方にとって効率的な手続となるよう、積極的に検討いただきたい。

○検討の進捗状況やスケジュールについて、2次ヒアリングにおいて具体的に説明いただきたい。